

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成26年7月16日(水)

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

中高年世代による情報誌協働発行业務

(2) 業務内容

団塊の世代を中心とする中高年世代が、豊かな地域生活を送るための支援策の一つとして、中高年世代独自の視点やニーズを活かした無料の地域情報誌を、区民参加により作成、発行する。受託者は、無料情報誌の企画・編集・発行・配布等を担い、その広告営業を行う。詳細は提案要求説明書を参照のこと。

(3) 履行期限

平成27年 4月1日～平成28年3月31日

※同一事業について、平成29年度まで引き続き、本プロポーザルの選定事業者と年度ごとに随意契約する予定がある。ただし、各年度における当該事業の予算配当があること、及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 雑誌等の編集業務に5年以上携わっていること。
- (5) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。

3. 提案書の提出者の選定の有無について

本件では、参加資格を満たす参加表明者をすべて提案書の提出者とし、提出者を一定数に制限するための選定(絞込み)等を行わないものとする。

4. 選定評価基準

- (1) 取り組み方針が明確で現実的な記載内容であるか。
- (2) コンセプトを理解し、中高年世代が持つ関心や視点を把握できているか。
- (3) 区民ボランティアスタッフとの協働の手法は適切かつ効果的であるか。
- (4) 自治体発行の情報誌に関する知識があり、事業を滞りなく進めることができるか。

- (5) 配布先は効果的かつ現実的であるか。
- (6) 見積もり金額がその業務内容から見て妥当であるか。
- (7) 広告獲得への工夫が見られるか。広告分量は、情報誌全体に対してバランスが取れており、広告収入額は実現性が高いか。

5. 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第1庁舎1階
世田谷区 生活文化部 生涯現役推進課
電話03-5432-2403 ファクシミリ03-5432-3005

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期 間 平成26年7月16日(水)～平成26年7月29日(火)

(土・日・祝祭日を除いた午前9時から午後5時まで。※最終日は午後4時まで)

② 場 所 上記(1)に同じ

③ 方 法 世田谷区生活文化部生涯現役推進課窓口で配布、ホームページで公開。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

① 期 間 平成26年7月16日(水)～平成26年7月29日(火)

(土・日・祝祭日を除いた午前9時から午後5時まで。※最終日は午後4時まで)

② 場 所 上記(1)に同じ

③ 方 法 持参またはファクシミリ

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

① 期 間 ① 期 間 平成26年8月1日(金)～平成26年8月22日(金)

(土・日・祝祭日を除いた午前9時から午後5時まで。※最終日は午後4時まで)

② 場 所 上記(1)に同じ

③ 方 法 持参に限る

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする
- (5) 提案者が提出した書類は公表しない。ただし、法律等に基づく要請等があった場合はこの限りではない。

- (6) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- (7) 世田谷区が配布する書類・提示した資料は、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
- (8) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号、名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (10) 提案者が提出した書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提案者は失格とする。
- (11) 本事業の成果物の著作権は原則的に世田谷区に帰属し、本事業により新たに作成された著作物について、本事業の受託者は、区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。ただし、広告に係る著作物及び本事業の契約前に保有していた権利については、この限りでない。